

コロラド州プライバシー法 (GPA) の概要

- 2021年7月成立、2023年7月施行。

1. 適用対象者

- コロラド州で事業を行うか、又はコロラド州の居住者を意図的に対象とした商用製品もしくはサービスを製造又は提供する管理者のうち、以下のいずれかを満たすもの（§6-1-1304.）
 - (i) 1 暦年の間に 10 万人以上の消費者の個人データを管理又は処理している
 - (ii) 個人データの販売から収益を得るか、商品又はサービスの価格の割引を受けており、2 万 5000 人以上の消費者の個人データを処理又は管理している
- ※「消費者」とは「コロラド州の居住者 (resident) である個人」をいう。ただし、商業上又は雇用上の文脈で活動する個人、求職者として活動する個人、雇用の文脈で活動する個人の受益者を含まない(従業員等の個人データや B to B の文脈で得た取引先担当者の個人データは対象外となる)。

2. 個人情報の定義

- 「個人データ」とは、識別された、又は識別可能な個人に紐づけられている、又は合理的に紐づけ可能な情報をいう（§6-1-1303. (17)）。
- 「機微データ」(sensitive data) の定義あり（§6-1-1303. (24)）。
 - ① 人種・民族的出身、宗教的信条、心身の健康状態又は診断、性生活又は性的指向、市民権又はその状況を明らかにする個人データ
 - ② 個人を一意に識別することを目的で処理される遺伝子データ又はバイオメトリックデータ
 - ③ 本人が子どもであることを知りながら収集された個人データ

3. 事業者の義務

- ① 消費者への情報提供義務
 - ◇ 合理的にアクセス可能で、明確かつ有意義なプライバシー通知によって、(i) 処理する個人データの類型、(ii) 処理目的、(iii) 消費者の権利行使の方法及び消費者のリクエストに対する管理者の措置への異議申立方法、(iv) 第三者と個人データを共有する場合の当該個人データの類型、(v) 第三者と個人データを共有する場合の当該第三者の類型を提供する義務（§6-1-1308. (1) (a)）
 - ◇ 管理者が個人データを第三者に販売する場合、又はターゲット広告のために個人データを処理する場合、当該処理及びオプトアウトの方法を明確かつ目立つように開示する義務（§6-1-1308. (1) (b)）
- ② 個人データの収集、処理の明確な目的を特定する義務（§6-1-1308. (2)）
- ③ データ最小化の義務：個人データの収集を、適切で、関連性があり、かつ特定された処理目的との関係で合理的に必要な限度で行う義務（§6-1-1308. (3)）
- ④ 二次利用を回避する義務：消費者の同意なく、特定された処理目的に合理的に必要でない又は両立しない目的で個人データを処理しない義務（§6-1-1308. (4)）
- ⑤ 処理者に処理を委託する場合に一定の条項を含むデータ処理契約を締結する義務（§6-1-1305. (5)）
- ⑥ 合理的な安全管理措置を講じる義務（§6-1-1308. (5)）
- ⑦ 消費者の同意を得ることなく「機微データ」(sensitive data) を処理しない義務（児童の個人データの場合には、親又は保護者の同意を取得する義務）（§6-1-1308. (7)）
- ⑧ 消費者に権利行使の機会を保証し、これに対応する義務（§6-1-1306, 1308. (1) (c) (i)）
- ⑨ 差別の禁止
 - ◇ 消費者の権利行使のみに基づいて、サービスの実現可能性や価値とは無関係に、製品又はサー

- ビスのコストを引き上げ、又は入手可能性を低下させない義務（§ 6-1-1308. (1) (c) (ii)）
- ◇ 消費者に対する違法な差別を禁止する州法及び連邦法に違反して個人データを処理しない義務（§ 6-1-1308. (6)）
- ⑩ 「消費者に危害を及ぼすリスクが高い処理」を実施する際にデータ保護アセスメントを実施し文書化する義務（§ 6-1-1309）
- ◇ 「消費者に危害を及ぼすリスクが高い処理」の具体例として、以下が定められている。
 - (a) ターゲット広告の目的又はプロファイリングの目的で個人データを処理する場合で以下についての合理的に予測可能なリスクをもたらす場合：
 - (i) 消費者に対する不当又は欺瞞的な扱い、又は違法な差別的影響、(ii) 消費者に対する金銭的又は物理的損害、(iii) 消費者の私的空間・事項又は私事又は関心に対する物理的その他の侵入であって、合理人にとって不快なもの、(iv) その他の消費者に対する重大な損害
 - (b) 個人データの販売
 - (c) 機微データの処理。

4. 本人の権利（§ 6-1-1306. (1)）

- ① 処理される個人データについてのアクセス権
- ② 不正確な個人データの訂正請求権
- ③ 削除請求権
- ④ 自身の個人データのコピーを携帯可能なフォーマットで取得する権利（いわゆるデータポータビリティ権）
- ⑤ (i) ターゲット広告、(ii) 個人データの販売、(iii) 消費者に関する法的又は類似の重大な影響をもたらす決定を促進するためのプロファイリングを目的とした個人データの処理からオプトアウトする権利

5. 違反に対する責任

- ① 司法長官（Attorney General）又は地方検事（District Attorney）からの提訴（§ 6-1-1311.）
 - ◇ 本法違反に対して、執行者である司法長官又は地方検事が差止命令を求める民事訴訟を提起することができる。
 - ◇ 制裁金についての定めがないが、コロラド州消費者保護法の定める欺瞞的取引行為に該当する場合には制裁金の対象となる。
- ② 消費者の私的訴権は定められていない。